

東海第二発電所
火災による損傷防止
(非難燃ケーブルの対応:コメント回答)

平成29年7月28日
日本原子力発電株式会社

1. 指摘事項

代替措置がケーブル取替と比較して、火災防護上同等以上であることを説明すること。

2. 回答

火災防護について、①難燃性能(自己消火性, 耐延焼性), ②火災発生の可能性の観点から、代替措置は火災防護上、難燃ケーブルと同等であると評価

①難燃性能の観点

◆ 代替措置は難燃ケーブルと同等以上

- 代替措置(非難燃ケーブル)も難燃ケーブルと同等の自己消火性を確認
- 代替措置は、難燃ケーブルと同等以上の耐延焼性を有すること確認

②火災発生の観点

◆ 代替措置は難燃ケーブルと同等

- 代替措置の対象は、発火の可能性の小さい低圧電力・制御・計装ケーブル
- 発火の原因である絶縁低下については、定期的な絶縁測定により健全性を確認
(絶縁測定の判定基準は難燃, 非難燃, ケーブルの新品, 旧品に係らず同基準で判定)
- 発火の原因である過電流は、難燃, 非難燃に係らず保護装置等より防止

※代替措置の採用により取替作業に伴う課題の回避可能。また、代替措置(複合体)は、万一、複合体内部に火災が発生した場合でも、火災の複合体外部への噴出を抑制